

福井市足羽地区社会福祉協議会規約

昭和 40 年 1 月 27 日施行

昭和 54 年 6 月 12 日施行

昭和 56 年 6 月 12 日施行

昭和 62 年 6 月 13 日施行

平成 2 年 5 月 25 日施行

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、福井市足羽地区社会福祉協議会と称する。

2 本会の事務所を、足羽公民館内に置く。

(目的及び事業)

第 2 条 本会は、足羽地区内の住民が健康で文化的な生活を営むことができるように、全住民が協力して地区全体の福祉を増進し、明るく豊かな郷土を建設することを目的とする。

(事業)

第 3 条 地域の福祉に関する総合的計画及び調査研究

2 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発宣伝

3 児童福祉に関する事業

4 保健衛生の向上に関する事業

5 生活に関する事業

6 各種団体事業との調整

7 市社会福祉協議会との提携

8 共同募金等、各種団体との運動協力

9 その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 本会は、足羽地区内居住の全住民をもって組織する。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 理事 若干名
- (6) 評議員 若干名
- (7) 監事 3 名

2 理事及び監事は、評議員の中から会長が委嘱する。

- 3 会長は、理事会において選出する。
- 4 副会長及び理事（常務理事及び会計）は、総会において会長が委嘱するものとする。
- 5 評議員は、各町内連合会及び各種団体から推薦された方及び社会福祉関係者をもって会長が委嘱する。
- 6 本館に顧問を置くことができる。顧問は、理事会において選出し会長が委嘱する。顧問は、会長の顧問に応じ、又は会議に出席し意見を述べることができる。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、補充することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括し、会議を招集してその議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 4 会計は、本会の経理を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して会の重要事項を審議する。
- 6 評議員は、本会業務の末端浸透と評議員会において業務その他の審議をする。

（会議）

第8条 会議は、総会・理事会・評議員会とする。

- 2 総会は、年1回これを開く。総会は、評議員会をもってこれに代えることができる。必要ある場合は、臨時に召集することができる。

3 総会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 収支決算並びに予算
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

4 理事会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び執行に関する事項
- (2) 収支決算並びに予算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改廃
- (5) その他の重要事項

（会計）

第9条 本会の会計は、会費・寄付金・補助金・その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

附 則

この会則は、昭和40年1月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月25日から施行する。